

人材確保に向けた 労務管理の改善を支援します

無料相談 受付中!

- 人材の確保や定着につとめたい
- ・ 離職者を減らしたい
- 従業員の健康管理やキャリア形成を支援したい
- 快適な職場環境にしたい

こんなお悩みに、労務管理に関する専門的な知識のある社会保険労務士等(「雇用管理改善コンサルタント」という。)が事業所等にお伺いし、個別相談やコンサルティングを実施します。

専門家による支援の例

■ 人事管理制度について

勤務形態、職務基準、資格制度、人事考課等

■ 賃金体系について

昇給、昇格、資格手当等

■ 教育訓練について

職種別、職位別等の研修体系の整備

■ 福利厚生について

労働者住宅、福利厚生施設、健康管理、機器の導入等による 職場環境の改善等

- **職場のコミュニケーション管理について**
- **業務管理について**

人員配置、業務プロセスの見直し等

■ その他、労働者の雇用管理の改善等について

お申し込み・お問い合わせ先

ハローワーク沼津 住所:沼津市市場町9-1

(沼津合同庁舎1階)

TEL: 055-918-3711 担当:白鳥

任所:沿洋巾巾場叫9-1 (沼津名



都道府県労働局・ハローワーク

お申し込みは ハローワークへ

雇用管理改善等コンサルタント ご利用にあたって

1. コンサルタント派遣依頼の手順

- ・求人をご提出いただいている事業主様が対象です。
- ・従業員の採用や定着について、コンサルタントの派遣を希望する 場合、最寄りのハローワークへご連絡ください。

その際、具体的な相談事項をハローワーク職員へお伝えください。

・訪問日程等の調整は、静岡労働局 担当コーディネーターが行い、ご連絡します。

2. 相談場所

・事業所への訪問、または、最寄りのハローワークの会議室等で行います。

3. 相談時間及び回数

・1回2時間以内、相談は3回までです。

4. ハローワーク職員も同行します

・訪問にはハローワーク職員が同行する場合があります。

<u>5. 守秘義務があります</u>

・コンサルタントには守秘義務が課せられておりますので、安心し てご相談ください。

ただし、求人充足支援等を実施するため、相談内容及び支援内容等が静岡労働局及びハローワークに共有されますのでご了承ください。

6. ハローワークによる充足支援

・コンサルタントによる相談後ハローワークによる求人充足支援を 行います。

ご不明な点はハローワークへお尋ねください。